

県民税配当割に係る更正の請求について

1 提出書類

- ・ 更正請求書（神奈川県県税条例施行規則第45号様式）
- ・ 課税標準額又は税額が過大である事実を証する書類
なお、ご提出いただいた書類の内容によっては追加の書類をご提出いただくこともありますので、予めご了承ください。

<事実を証する書類の例>

県内に住所を有しない者に係る配当割額を神奈川県に申告納入していた場合（納税地誤り）

- ① 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）、戸籍の附票等（配当等の支払を受けるべき日現在において神奈川県内に住所を有しないことを証する書類（パスポートの写しは不可。））
- ② 配当金等の支払い明細等（特別徴収税額が確認できる書類）
- ③ 配当金支払台帳の写し等（更正の請求に係る配当割額を神奈川県に申告納入したことが確認できる書類）
- ④ 配当割額・株式等譲渡所得割額等都道府県別明細書

非居住者に係る配当から特別徴収していた場合

- ① 非居住者に該当することを証する書類（例：住民票の除票（出国の記載があるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）、居住開始年月日の記載のある在留証明書等 ※パスポートの写しは不可）
 - ② 配当金等の支払い明細等（特別徴収税額が確認できる書類）
 - ③ 配当金支払台帳の写し等（更正の請求に係る配当割額を神奈川県に申告納入したことが確認できる書類）
- ※ 配当割では、原則として基準日（配当の支払を受けるべき日）を含めて1年以上国内に居住していない場合に非居住者に該当し、源泉徴収選択口座内配当割では、配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日を含めて1年以上国内に居住していない場合に非居住者に該当します。

損益通算を行った株式等の譲渡所得に誤りがあった場合

- ① 計算を誤った株式について、訂正前及び訂正後の取得日、単価、株数が記載されている書類（みなし取得費を適用した場合はその旨を明記してください。）
- ② 訂正前及び訂正後の特定口座年間取引報告書
- ③ 配当金支払台帳の写し等（更正の請求に係る配当割額を神奈川県に申告納入したことが確認できる書類）

上記の例以外の場合は、事前にお問い合わせください。

2 注意事項

- (1) 更正の請求のもととなる申告年月が複数年月にわたる場合でも、1枚の更正請求書の用紙に記入してください。4年月以上にわたって更正の請求をするため、更正請求書の用紙を2枚以上使用する場合は、それぞれの用紙に法人名等の記入をしてください。
- (2) 郵送により提出する場合で、更正請求書の控えの返送を希望される方は、更正請求書の控え及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

<問い合わせ及び書類の提出先>

緑県税事務所 事業税課事業税第一班

〒225-8513 横浜市青葉区市ケ尾町27-5

電話 045-973-1911（代）

3 各欄の記入方法

欄	記入方法
郵便番号、住（居）所又は所在地、氏名又は法人名及び代表者氏名、個人番号又は法人番号、電話番号	<p>特別徴収義務者の事務所等の郵便番号、所在地、法人の名称、代表者氏名、法人番号及び<u>担当部署の電話番号</u>を記入してください。</p> <p>※ 法人の合併があった場合で、合併前の申告納入分について更正の請求をするときは、合併前の名称を「旧〇〇分」のように、かっこ書きで併せて記入してください。</p>
経理担当者	<p>更正請求書の記入内容についてご説明いただける担当者の<u>所属部署及び氏名</u>を記入してください。</p>
税目	<p>「県民税配当割(※特定配当等の種類)」と記入してください。</p> <p>※ かっこ内の特定配当等の種類は、納入申告書（領収証書）に記載されている種類を記入してください。</p>
請求に係る更正前の額	<p>納入申告書（領収証書）に記載された特定配当等の支払金額（更正があった場合は更正後の額）を「課税標準額」の欄に、納入申告書（領収証書）に記載された税額（更正があった場合は更正後の額）を「税額」の欄にそれぞれ記入してください。</p>
請求に係る更正後の額	<p>「請求に係る更正前の額」から、今回の更正の請求によって減少する額を差し引いた課税標準額及び税額をそれぞれ記入してください。</p>
更正の請求のもととなった申告書の提出期限等	<p>「申告書の提出期限」の欄には、更正の請求のもととなる年月分の申告書の提出期限を記入してください。</p> <p>「申告書の提出年月日」の欄には、更正の請求のもととなる年月分の納入申告書（領収証書）に金融機関が領収日付印を押印した日を記入してください。</p>
請求の理由	<p>更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を、<u>できるだけ具体的に</u>記入してください。任意の用紙に記入し、添付していただいても構いませんが、その場合は、この欄に「別添のとおり」と記入してください。</p>
口座振込みによる還付金の受領	<p><u>更正の請求をする特別徴収義務者名義</u>の口座を記入してください。</p>
備考	<p>還付請求額を備考欄に必ず記入してください。その他、特記すべき事項があれば記入してください。</p>

4 更正請求書の記入例

神奈川県内に住所を有しない者に係る配当割額を神奈川県に申告納入していた場合

更正請求書の提出者	〇〇株式会社
税目とその種類	県民税配当割（上場株式等の配当等）
更正の請求の対象年月	令和元年6月、令和元年12月

＜神奈川県内に住所を有しない者が支払いを受けた上場株式等の配当等の状況＞

配当支払日	上場株式等の配当等の支払金額	配当割額
令和元年6月1日	10,000円	500円
令和元年12月1日	12,000円	600円

第45号様式

更正請求書

令和3年2月2日

神奈川県緑税事務所長 殿

郵便番号 231-8555

住（居）所又は所在地 横浜市中区山下町75

氏名又は法人名及び代表者氏名 〇〇株式会社
代表取締役 横浜 太郎

個人番号又は法人番号 *****

電話番号 045-651-1471

経理担当者 〇〇課 神奈川 花子

次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象		税目	県民税配当割（上場株式等の配当等）	
区	分	請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額	
令和元年6月分	課税標準額	300,000	290,000	円
	税額	15,000	14,500	円
令和元年12月分	課税標準額	400,000	388,000	
	税額	20,000	19,400	
月分	課税標準額			
	税額			
更正の請求のもととなった		申告書の提出期限	R元 7 10	
申告書の提出期限等		申告書の提出年月日	R2 1 13	
請求の理由		非居住者が支払いを受ける上場株式等の配当等から誤って県民税配当割を特別徴収したため。		
口座振込みによる還付金の受領	金融機関名	申請人名義の預金の種類	口座番号	備考 還付請求額 1,100円
	〇〇銀行 △△支店	当座	*****	

備考 口座振込みによる還付金の受領の欄には、口座振込みを希望する場合に記入してください。

担当者の部署、氏名及び所属部署の電話番号を必ず記入してください。

「県民税配当割（※特定配当等の種類）」と記入してください。（※特定配当等の種類は、納入申告書（領収証書）に記載した種類を記入してください。）

「請求に係る更正前の額」とは？
更正の請求のもととなる年月分の納入申告書（領収証書）の支払金額及び税額を記入してください。
ただし、更正があった場合には、更正後の額を記入してください。

「請求に係る更正後の額」とは？
「請求に係る更正前の額」から、今回の更正の請求によって減少する金額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収義務者名義の口座を指定してください。（納税義務者名義の口座に直接振り込むことはできません。）

5 配当割額・株式等譲渡所得割額等都道府県別明細書の記入例

神奈川県内に住所を有しない者に係る配当割額を神奈川県に申告納入していた場合（納税地誤り）は、更正請求書にこの明細書を添えて提出してください。

名称	〇〇株式会社	法人番号	*****	年月分	令和元年6月分
----	--------	------	-------	-----	---------

配当割額・株式等譲渡所得割額等都道府県別明細書

(単位：円)

都道府県名	支払金額	申告納入すべき額 ①	申告納入した額 ②	還付又は納入額 ①-②	都道府県名	支払金額	申告納入すべき額 ①	申告納入した額 ②	還付又は納入額 ①-②
北海道					滋賀				
青森					京都				
岩手					大阪				
宮城					兵庫				
秋田					奈良				
山形					和歌山				
福島					鳥取				
茨城					島根				
栃木					岡山				
群馬					広島				
埼玉					山口				
千葉					徳島				
東京	100,000	5,000	4,500	500	香川				
神奈川	290,000	14,500	15,000	-500	愛媛				
新潟					高知				
富山					福岡				
石川					佐賀				
福井					長崎				
山梨					熊本				
長野					大分				
岐阜					宮崎				
静岡					鹿児島				
愛知					沖縄				
三重					合計	390,000	19,500	19,500	0

更正後の課税標準額を記入してください。

東京都へ500円の追加納入を行う。

神奈川県へ△500円の更正請求を行う。

注 納入すべき又は納入した額には、加算金及び延滞金は含まない。